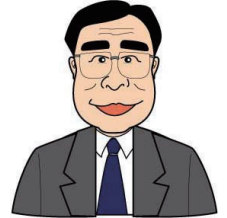


## 今月のテーマ 「定額減税とパート中の配偶者」

**1. Q** 令和6年分の所得税において実施される予定の定額減税では、給与所得者であれば、6月以後最初に支払われる給与等（賞与も含まれます）から控除がスタートすることになりますが、妻が扶養内でパートやアルバイト等をして給与収入を得ている場合は、妻の勤務先で控除されるのでしょうか。



**A** 所得税の減税額は、納税者（合計所得金額が1805万円以下）につき3万円となり、同一生計配偶者と扶養親族がいる場合はその人数に応じて1人あたり3万円が加算されます。給与所得者の減税額は、勤務先から6月以後に支払われる給与等に係る源泉徴収税額から控除されることは以前勉強しましたね。ここでの同一生計配偶者と扶養親族は、合計所得金額が48万円以下（給与収入のみの場合は、収入金額103万円以下）の人のことです。

**2. Q** つまり、扶養内にいる配偶者と子の減税額については、家計を支える納税者の減税額に含まれると言うことですね。と言うことは、妻の勤務先ではなく、夫の勤務先で控除されることになりそうですね。

**A** はい、そうです。一方、合計所得金額48万円超（給与収入のみの場合は収入金額103万円超）で、扶養から外れている配偶者と子については、定額減税の対象となる同一生計配偶者と扶養親族に該当しないため、配偶者又は子自身の勤務先で納税者として控除を受けることになります。例えば、妻の合計所得金額の見積額が6月時点で48万円以下のため、夫の勤務先における6月給与で妻の減税額の控除を受けましたが、7月以降、妻のパート先の変更や残業の増加等により合計所得金額が48万円超となった場合、既に控除した妻の減税額は、夫の年末調整時に精算することになります。

## FM佐賀「野中税理士のなるほど税務ナール！」放送中!

5月放送は 5月14日、28日(FMサガ)

【第2、4火曜】午後4時30分～

## 今日の一句

私の庭にまた“ふき”が出始めました。煮て食べるととてもおいしいです。そこで一句!!

「円い葉が ざわめくふきは 香り生む」(さわやか緑風)

♪ いとしのマックス 荒木一郎

## 九星占い (5月)

《一白水星》  
運気は安定しています。対人関係も良好です。何事にもチャレンジすることで、更なる飛躍に繋がります。

《二黒土星》  
思い込みで先走らないように気をつけましょう。堅実に行動することで、周りの協力を得られ運気UPに!

《三碧木星》  
目標を立て、目標に向かい邁進してください。継続は力と諦めないことで花咲く事でしょう。図書館が吉。

《四緑木星》  
人に優しくすることが運気UPにつながります。わがままがすぎると周りの評価が落ちるので注意しましょう。

《五黄土星》  
吉凶混合月です。口は災いの元!言葉は慎重に選びましょう。人への気遣いが運気UPに繋がります。

《六白金星》  
何事も、気負わず平常心を保つことが大切です。心と体のリフレッシュを心がけましょう。風邪に注意!

《七赤金星》  
色々なことに迷いが生じる月です。コツコツと石橋を渡るような慎重さで乗り切ってください。温泉が吉。

《八白土星》  
やり残した事など全て片付けましょう。要らないものなどを断捨離するとスッキリし、運が開けるでしょう。

《九紫火星》  
運気は上昇中です。迷った時、周りの意見を聞きましょう。良い閃きが!博物館や美術館が運気UPに!